三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡津野町芳生野字政木丙三〇八一、丙四五三二、丙四五三六の五、丙四五三六の一八、丙四五三六の二八、丙四五三七から丙四五三九まで、丙四五四四、丙四五四五、丙四五四九の一、丙四五四九の二、丙四五五一の一、丙四五五一の二、丙四五五二の一、字下モ谷口丙四六八二の一から丙四六八二の三まで、字カヂヤナロ丙四八〇六の一、丙四八〇六の三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県香美市土佐山田町繁藤字東トチ谷八六八、八六九、一八九七の一、一八九九から一九〇一まで、一九〇二の一から一九〇二の五まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡仁淀川町岩戸字シタイナキノ畝一一八八、一二〇〇、一二〇四、三四二五の三、三四三一の一、三四三四、字軸ケ瀧一三八八、別枝字矢柱二六六三の九、字ヲカゲ山二六六七の二二、用居字タルノシタ丙八七七、丙八七九の一、字奥出丸甲一五四九、川渡字地吉一二六五七、一二六五八、一二六五九の一、一二六六〇の一、一二六六一、一二六六二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字シタイナキノ畝三四三一の一・字矢柱二六六三の九・字ヲカゲ山二六六七の二二・字タルノシタ丙八七七・丙八七九の一・字奥出丸甲一五四九・字地吉一二六五七・一二六五八・一二六五九の一・一二六六〇の一（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県長岡郡大豊町尾生字東ノ森七四九の九、七四九の一〇、七四九の一九、七四九の二〇、七四九の三五、七四九の三六、谷字ナマタワラ八七五の三一（次の図に示す部分に限る。）、字ナブラタニ八七九の一、高岡郡四万十町広瀬字カゲヂ山五七〇、六〇七の六、六〇七の八から六〇七の一〇まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡檮原町太郎川三七二六、三八二八の一、三八二八の二、三八三一、仲洞四四二九、四四三〇、四五六八、四五七二の五、四五七二の一〇、四六四六の一、四六四七の一、四六五〇の三、四六六七、四六八五

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県土佐郡大川村朝谷字中ノ谷一四五の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字中ノ谷一四五の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び大川村役場に備え置いて縦覧に供する。）